

しんろ 進路コーナー (Vol. 3)

文責：平木



今回は、『障害年金』について紹介します。

日本に住む20歳以上の人は全て、国民年金や厚生年金、共済年金等の公的年金に加入することになっています。病気やケガによって生活や仕事が制限されるようになった場合に、現役世代の方も含めて受けることができるのが、『障害年金』です。障がいで困っている方の日常生活を支え、安心して生活できるようにするための大事な制度です。(年金は20歳からももらえます。18歳が成人になっても同じです。)

■ 障害年金の種類

区分	○対象者 ●要件	窓口
障害者基礎年金 (1級、2級)	○国民年金加入中に病気やケガがもとで障がい者になった方 ○60～65歳の間や20歳前に障がい者になった方 ●障がいの状態が定められた基準に該当していること ●一定の保険料納付要件を満たしていること	各市町村役場 年金事務所
障害者厚生年金 (1級～3級)	○厚生年金(共済年金)加入中に病気やケガがもとで障がい者になった方	年金事務所
障害者共済年金 (1級～3級)	●障がいの状態が定められた基準に該当していること ●一定の保険料納付要件を満たしていること	各共済組合

20歳未満で障がい者になられた方は、保険料免除と同時に年金受給ができます。

□ 等級の程度

- 1級・・・他人の助けを借りないと生活ができない状態
- 2級・・・他人の助けはいらないが日常生活にかなり制限を受ける状態
- 3級・・・制限を受けながらも働ける状態



障害者手帳の等級とは異なります。

□ 障害基礎年金額 (国民年金) 令和2年4月1日現在

区分	年間支給額
障害基礎年金 1級	97万7,125円
障害基礎年金 2級	78万1,700円



20歳前障がいの場合は、保険料を納付していない(免除)ため所得制限があります。

障害者手帳＝障害年金ではないので、それぞれ手続きが必要です。
 障害者手帳を持っていても、障害者年金を受け取るための手続きをしないと障害年金は受給できません。また、障害者手帳を持っていなくても、障害年金の受給要件に該当すれば受給が可能です。
 申請する時は、各窓口や相談支援事業所の方にも相談しながら手続きをしてってください。
 (相談時期：20歳誕生日3カ月前くらい／申請時期：20歳誕生日経過後できれば3カ月以内)

今回の内容についてくわしく知りたい方は、担任までお知らせください。